

松原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月1日

松原市農業委員会

1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

については、法7条第1項の規定に基づき、本市農業委員会の指針として、以下のとおり目標と推進方法を定めるものとする。

2. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 2.3ha

【目標設定の考え方】

新たに遊休農地が発生する可能性はあるが、現在における面積(2.3ha)の減少を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員による農地パトロールの実施により、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地の発生を抑制する。
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進する。
- ・農地中間管理機構への貸付を推進する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 農地集積率25%

【目標設定の考え方】

本市が策定した「農業経営基盤強化促進基本構想」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積の割合を高めていく。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進する。
- ・担い手の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりと

する。

4. 新規参入の促進について

- (1) 新規参入の促進目標 1経営体／年

【目標設定の考え方】

若手担い手の参入実績がないことから、若手担い手の確保及び育成が必要であり、新規参入の促進を図る。

- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

大阪府・市・JAなどと連携した普及活動を実施する。

- (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。